



漁業者のための ライフジャケットの着用手引

平成29年3月
水産庁

	頁
I はじめに 手引きについて	
1 ライフジャケットの着用率	1
2 ライフジャケットの着用効果	1
3 ライフジャケットの着用に関する法律	2
4 小型漁船の場合の着用義務範囲	3
5 着用義務の違反者に対する処分	4
6 ライフジャケット着用が生死を分けた	5
7 家族や仲間の願いは無事の帰港	6
II 漁業者のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用のポイント	7
2 チェックリスト	8
III 漁協の役職員のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方	9
2 チェックリスト	11
IV 漁船員のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方	12
2 チェックリスト	13
V 経営者(船主)のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方	14
2 チェックリスト	15
VI 漁業関係団体のみなさんのために	
1 ライフジャケット着用の進め方とチェックリスト	16
VII ライフジャケットの導入にあたって	17
1 色々な種類のライフジャケット	18
2 ライフジャケットの購入時にチェックすべき項目	19
3 膨脹式ライフジャケットの機能	24
4 ライフジャケットのメンテナンス	25
5 膨脹式ライフジャケットの保守・点検	25
6 事故になりそうな事例、事故の事例	30

I はじめに

手引きについて

漁船の安全の確保のためには、海難事故をなくすことが第一ですが、海難事故の防止策に万全を尽くしたとしても、事故の発生を完全になくすことは困難です。このため、車のシートベルトと同様、万が一事故が起こってしまった場合に命を守る手段として、ライフジャケットを着用することがとても重要です。

ライフジャケットを常時着用することにより、漁業に従事する方々の安全は飛躍的に向上します。過去5年間の漁船からの海中転落者の生存率は、ライフジャケットを着用していなかった場合には5割以下であるのに対し、着用した場合には約8割と大幅に高くなります。

しかし、ライフジャケットは「かさばって作業しづらい」、「着脱しにくい」「夏場に暑い」「引っかかったり巻き込まれたりする恐れがある」等の理由から、着用しない漁業者も依然として多く、国では、漁ろう作業への影響が少なく、着やすいライフジャケットの提案や、漁業団体による着用促進活動を推進しています。

今般、国土交通省の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が一部改正され、平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船の場合、原則、すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられました。また、船員法適用漁船については、従前からライフジャケットの着用が義務付けられています。このことから、今後はすべての漁業者がライフジャケットを常時着用していただかなければなりません。

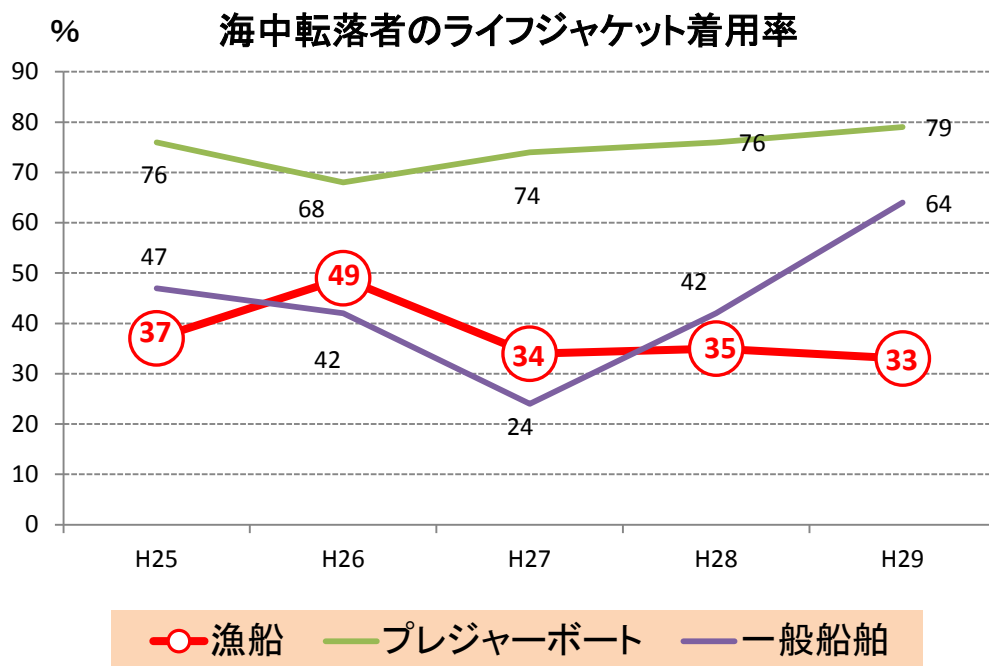
本手引きは、この制度改正を契機に、平成20年10月（初版）及び平成24年10月（第2版）に作成された「漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン」を基に、すべての漁業者の皆様がライフジャケットを常時着用していただくため、わかりやすく編集し直したものです。

本手引きに関しては、水産庁のホームページにも掲載していますので、漁業者の皆様におかれましては、本手引きを参考に常時ライフジャケットの着用に取り組んでいただきたいと思います。

（注）電子ファイルは、水産庁ホームページからダウンロードできます。
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

1. ライフジャケットの着用率

漁船における、ライフジャケットの着用率は約3割と低い状況。

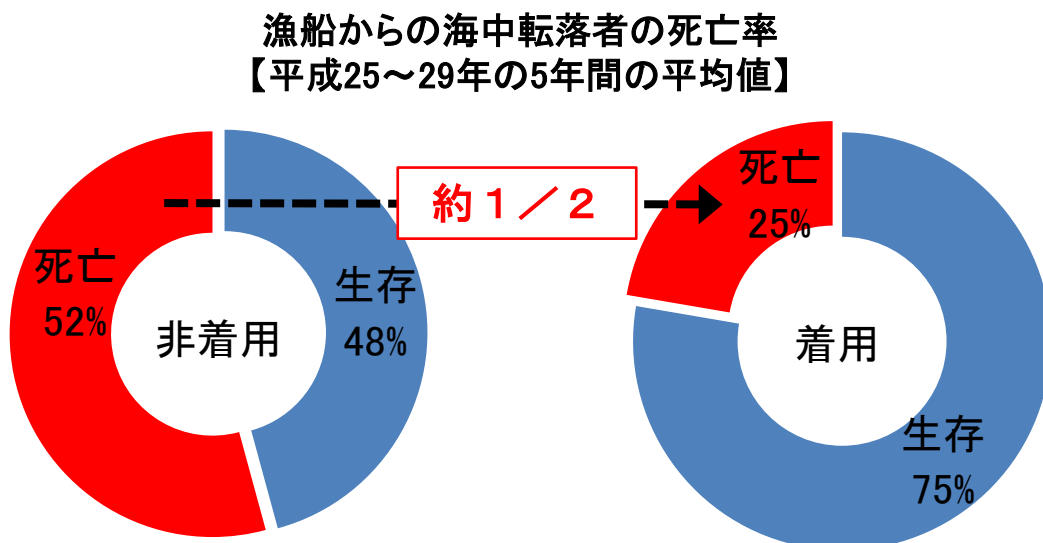


※船舶事故による海中転落者を含む。

資料:海上保安庁「海難の現況と対策」

2. ライフジャケットの着用効果

ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約半分になっており、漁業者の生命を守るための効果は明らかなです。



3. ライフジャケットの着用に関する法律

ライフジャケットの着用については、

①総トン数20トン未満の漁船（船員法適用漁船を除く）については、船舶職員及び小型船舶操縦者法、②総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船（定置網漁業等を除く漁船）については、船員法に基づき義務が課されています。その範囲は以下のとおりです。

漁船の種類	①総トン数20トン未満の漁船 （船員法適用漁船を除く）	②総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船（定置網漁業等を除く漁船）
義務対象者	小型漁船の甲板上にいるすべての乗船者（※）	・甲板上で漁ろう作業を行わせる漁船所有者 ・漁船所有者に命綱又は作業用救命衣の使用を命ぜられた船員
根拠法令	・船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の3第4項 ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条	・船員法第81条第1項 ・船員労働安全衛生規則第16条第3項及び第57条
違反した場合の罰則等	国土交通大臣による6か月以内の業務停止等の処分の対象（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の7）	船舶所有者：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（船員法第130条） 船 員：30万円以下の罰金（船員法第128条の2）

（※）平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船の場合原則、全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられています。

5t未満	5トン以上30トン未満 20トン	30トン以上
	①船舶職員及び小型船舶操縦者法 （※1）地先漁業	②船員法
	（※2）	

（※1）総トン数20トン以上30トン未満の地先漁業（定置網漁業、区画漁業、共同漁業）を営む漁船についてはライフジャケットの着用を推奨。

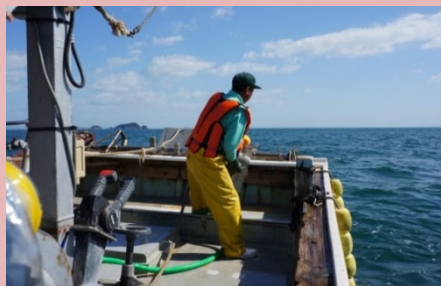
（※2）総トン数 5トン以上30トン未満の地先漁業（定置網漁業、区画漁業、共同漁業）や労働者を雇用していない漁船は船員法が適用されません。

4. 小型漁船の場合の着用義務範囲

平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船の場合
原則、全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられました

改正前

着用義務



1人乗り漁船で漁業を行っている者

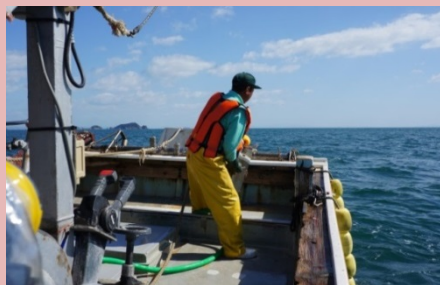
努力義務



1人乗り以外の漁船で漁業を行っている者

改正後

漁船で漁業を行っている者全てに着用義務



1人乗り漁船で漁業を行っている者



1人乗り以外の漁船で漁業を行っている者

船室内に乗船している者や潜水漁業を行うために必要な措置(ウェットスーツ着用等)を講じている者等は、ライフジャケットの着用義務を負いません。

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！
5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。
詳しくは国土交通省海事局安全政策課のホームページを確認ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

※総トン数30トン以上の漁船及び総トン数5トン以上30トン未満の一部の漁船(定置網漁業等を除く漁船)については、船員法に基づき義務が課されています。



5. 着用義務の違反者に対する処分

- 乗船者にライフジャケットを着用させなかった船長（小型船舶操縦者）には、**違反点数2点**が付され、**再教育講習**を受講しなければなりません。
- 再教育講習を受講した方は、累積点数から**2点を減じます**。（累積点数が処分に達した場合を除く。）
- 違反点数が累積して行政処分基準（5点以上）に達すると、**最大で6か月の免許停止**になります。
- 違反点数の付与は、**2022年2月1日から開始**されます。
- 従前から着用義務がかかっている**1人乗りの乗船者は、これまでどおり点数が付与**されます。

■ 遵守事項違反点数

違反内容	点数	他人を死傷させた場合
ライフジャケットの非着用	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴*	無	(処分の対象外)		業務停止 1月	業務停止 2月
	有	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月	業務停止 6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分 又は 海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

資料：国土交通省

6. ライフジャケット着用が生死を分けた

荒天下でなくても、海中転落は発生し、ライフジャケットを着用していないために命を落とすことがあります。「自分は大丈夫」と過信することなく、是非ライフジャケットを着用してください。

(ケース1)

突然発生した高い磯波による船体傾斜でブルワークに腰掛けていた乗組員が海中に転落し、死亡。ライフジャケット未着用。

(ケース2)

揚網作業中断中に突然漁具が海中に滑り出し、漁具に足を取られた乗組員が海中に転落し、死亡。ライフジャケット未着用。

(ケース3)

高波のために転覆沈没、ライフジャケットを着用していた漁船員は全員救助されたが、未着用の漁船員は全員死亡・行方不明に。

(ケース4)

高波のため転覆、漁船員全員がライフジャケットを着用していたため乗組員は僚船に無事救助された。

(ケース5)

刺網を揚収中に転覆沈没、ライフジャケットを着用していたため乗組員は僚船に無事救助された。

(ケース6)

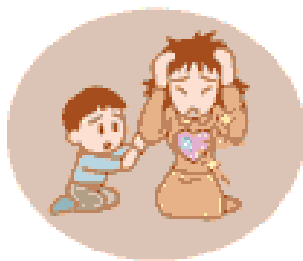
高波のために転覆沈没、ライフジャケットを着用していたため、乗組員は僚船に無事救助された。

7. 家族や仲間の願いは無事の帰港

命を守ることは自分のためだけでなく、浜で待つ家族のためでもあり、いざというときに身を挺して捜索に加わる仲間のためでもあります。家族や仲間に悲しい思いをさせないためにも、是非ライフジャケットを着用してください。

残された家族は・・・

- 精神的苦しみ→うつ、PTSD（外傷後ストレス障害）等重篤な精神疾患に罹患すること
- 経済的負担→遺族間での人間関係にも影響
- 進学 of 断念→子供の夢にも影響



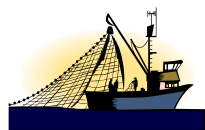
家族の負担や苦痛はお金でははかれない

仲間への影響は・・・

仲間への経済的負担が

300万円 ※下記の場合の試算です

捜索に係る燃油代
(漁船 (3～5トン) 1隻)



$60l \times 70円 \times 7日$
= **29,400円**

休漁による減収
(漁船 (3～5トン) 1隻)



$16,700円 \times 7日$
= **116,900円**

× 20隻

Ⅱ 漁業者のみなさんのために

1. ライフジャケット着用のポイント

ライフジャケットを常時着ていなかった人でも、継続して着用すると違和感は薄れてきます。まずは、2週間程度続けて着用し出漁してみてください。

また、日頃から正しい使い方や手入れをしていないと、いざというときに機能しなくなります。購入した際に、正しい知識を得て、適切な使用とメンテナンスを心がけて下さい。

ポイント：出港時～入港時まで常時着用を心がけ、日々のメンテナンスをお忘れなく

さあ～、これから出漁、その前に、以下の点をチェックしましょう

- ・ライフジャケットが使用できる状態にあるか確認
- ・防水を施した携帯電話及びその他緊急用通信手段の確保を確認
- ・救命浮器、救命浮輪、救命いかだ等の確認
- ・乗船者全員のライフジャケット着用の確認

漁に出ている最中は

- ・常時着用を心がけましょう。仲間でお互いに「着ているか」と声を掛け合いましょう。

帰港後は

- ・ライフジャケットの汚れをとり、損傷がないかを目で確認しましょう。

2. チェックリスト

ライフジャケット着用の取組状況を確認するため、以下の項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

「時々している」「しない」にチェックした点については、次回のチェックまでに「している」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	ライフジャケットは出港時から入港時まで着用している。	☐	☐	☐
2	ライフジャケットを着用するようお互いに声をかけあっている。	☐	☐	☐
3	ライフジャケットのメンテナンスを定期的実施している。	☐	☐	☐
4	救命浮輪、救命いかだ等の救命機器は、使用できる状態で漁船に搭載している。	☐	☐	☐
5	常に防水措置を施した携帯電話を携帯して通信手段を確保している。	☐	☐	☐
6	必ず就寝前に携帯電話の充電を行っている。	☐	☐	☐
7	緊急時には118番に電話できるよう短縮に登録している。	☐	☐	☐
8	（仲間で決めた目標）	☐	☐	☐

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	命の危険につながります。改善しましょう。

Ⅲ 漁協の役職員のみなさんのために

1. ライフジャケット着用の進め方

ライフジャケット着用推進のためには、漁協が中心となって計画的に進める必要があり、以下の項目のうちできるところから取り組んでいきましょう。

(1) 漁協の総会でライフジャケットの全員着用を決議しよう。

漁協の組合員の総意でライフジャケットの全員着用を決議することにより、ライフジャケット着用への意識を高めましょう。ペナルティーを定めている漁協もあります。

(2) 理事会や各漁業部会等において取組の責任者を任命しよう。

理事会、各漁業部会、女性部、青年部等でリーダーとなる人物を着用推進の責任者に選び、着用推進に取り組みましょう。また、皆で責任者を積極的にサポートしていきましょう。

(3) 系統団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。

ライフジャケット着用推進が思うように進まなかったり、取組が継続できなかったら、都道府県内の系統団体や地方公共団体、国の機関に積極的に相談して解決方法を見つけましょう。

(4) 声掛け運動、仲間同士で互いに「着ているか」の一声を。

組合員同士でライフジャケットを着用しているか声を掛け合おう。洋上でも無線を利用して互いにライフジャケットの着用を呼び掛けて、ライフジャケット着用の意識を高めよう。

また、組合員の家族などにも呼び掛けて、地域でライフジャケット着用の意識を啓発しましょう。

(5)講習会や集会を開催し着用を啓発しよう。

講習会や集会を定期的を開催するとともに、ライフジャケットを実際に手にとって学習すること等により、着用の効果や重要性を啓発し、着用に対する意識を高めましょう。

(6)横断幕、ポスター、リーフレットなどを活用して啓発しよう。

ライフジャケット着用を呼びかける横断幕やポスター、のぼりを組合員の目につく場所（組合の事務所や荷捌き所等）に常時掲示したり、リーフレットを組合員に配布し、ライフジャケット着用を啓発しましょう。

(7)家族にも協力をお願いしよう(家族ぐるみでライフジャケット着用意識を高揚)。

家族からも「愛する家族のため、仲間のためにもライフジャケットを着て」と働きかけるよう協力をお願いしましょう。

また、ライフジャケット着用のための講習会等に家族も参加してもらおう。

(8)ライフジャケットは使いやすいものを選ぼう。 (→17頁も見てください。)

ライフジャケットは常時着用するものだけに着やすさや作業性を考慮して選ぶことが重要。メーカーから見本やカタログを取り寄せて、漁業種類別部会等のグループで検討しよう。

また、ライフジャケット購入に際しては、メーカーから更に詳しい特徴等の説明を受けましょう。

(9)メンテナンスも考慮してライフジャケットを選ばせよう。 (→24頁も見てください。)

ライフジャケットは機能を適切に維持できなければ、着用しても意味がありません。購入時には、定期的なメンテナンスが必要になることを考慮して導入を計画しましょう。（メンテナンス費用がかかることもお忘れなく。）

2. チェックリスト

ライフジャケット着用の取組状況を確認するため、下の項目のうち組合（部会）で取り組んでいる項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

チェックリストを目立つところに掲示し、「時々している」「しない」にチェックした点については、次回のチェックまでに「している」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	漁協の総会でライフジャケットの着用を決議した。	☐	☐	☐
2	理事会や各漁業部会等において責任者を中心に取り組んでいる。	☐	☐	☐
3	ライフジャケット着用推進の責任者を組合でサポートしている。	☐	☐	☐
4	系統団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組んでいる。	☐	☐	☐
5	声かけ運動に取り組んでいる。	☐	☐	☐
6	講習会や集会を開催しライフジャケット着用を啓発している。	☐	☐	☐
7	横断幕、ポスター、リーフレットなどを活用して着用啓発をしている。	☐	☐	☐
8	家族から組合員に働きかけている。	☐	☐	☐
9	ライフジャケット購入時の指導・支援やメンテナンスの指導を行っている。	☐	☐	☐
10	その他組合（部会）で決めた目標	☐	☐	☐

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	命の危険につながります。改善しましょう。

IV 漁船員のみなさんのために

1. ライフジャケット着用の進め方

漁船員のライフジャケット着用を推進するためには、経営者（船主）の指示に従って取り組むのは当然ですが、自分の命は自分で守るとの強い意志を持って取り組んでいただきたいと考えております。特に漁船の責任者である漁ろう長（船長）が率先して実践したり、他の漁船員に指示して取り組むことが重要です。以下の点について留意して取り組んでください。

（１）漁ろう長、船長は作業指示の際にライフジャケット着用の一言を。

漁ろう長、船長は、他の船員に作業の指示をする際には、ライフジャケットの着用も合わせて指示しましょう。また、着用せずに作業をしている漁船員には、すぐに着用するよう指示しましょう。

（２）船内で声掛け運動。互いに「着ているか」の一声を。

漁ろう長、船長は、漁船内において、常に漁船員に対し、ライフジャケットを着用するよう声を掛けましょう。また、漁船員同士でライフジャケットを着用するよう声を掛け合うよう働きかけましょう。

（３）ポスター、リーフレットなどを活用して着用推進。

ライフジャケット着用を呼びかけるポスターを船員の目につく場所（食堂や風呂場前等）に常時掲示したり、リーフレットを必要部数コピーして配布・回覧することなどにより、ライフジャケット着用を啓発しましょう。

2. チェックリスト

漁船内でのライフジャケット着用の取組状況を確認するため、下の項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

チェックリストを船内の目立つ場所に掲示し、「時々している」「しない」にチェックした点については、次回のチェックまでに「している」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	漁ろう長、船長は作業指示の際にライフジャケット着用の一言を。	☐	☐	☐
2	船内で声掛け運動。互いに「着ているか」の一声を。	☐	☐	☐
3	ポスター、リーフレットなどを活用して着用推進。	☐	☐	☐
4	（このほかに自ら決めた目標）	☐	☐	☐

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	漁船員の命の危険につながります。改善しましょう。

1. ライフジャケット着用の進め方

漁船員のライフジャケット着用を推進するためには、経営者（船主）のみなさんが計画的に取り組むことが重要です。以下の点について留意して取り組んでください。

（1）漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組む施策に参加しましょう。

漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組むライフジャケット着用推進を含む施策や呼びかけに、積極的に参加しましょう。

（2）漁業関係団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。

連携することにより、専門知識を持っている方々のノウハウを身につけることができるので、漁業関係団体、地方公共団体、国に積極的に相談し、サポートを受けましょう。

（3）暴露甲板においては、ライフジャケットを着用させよう。

漁船員に対し、暴露甲板においては、海中転落に備えライフジャケットを着用させるように呼びかけましょう。

また、上記の取組に併せて、漁船員のライフジャケットの着用推進の自主的な取組に援助をしましょう。

（1）漁船員と連絡を取る際には「ライフジャケットを着用しているか。」の一言を。

（2）ポスター、リーフレットなどを漁船に送付しよう。

漁船内の目につく場所（食堂や浴室前等）に掲示するためのポスターやリーフレットを漁船に送付しましょう。

（3）ライフジャケットのメンテナンスを定期的に行おう。

（→24頁も見てください。）

2. チェックリスト

ライフジャケット着用の取組状況を確認するため、下の項目について、定期的（月に1回程度から）にチェックしましょう。

チェックリストを目立つ場所に掲示し、「だいたいできている」「今ひとつ」にチェックした点については、次回のチェックまでに「よくできている」になるようにしましょう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組む施策や呼びかけに参加している。	☐	☐	☐
2	漁業関係団体、地方公共団体、国と連携しながら取組んでいる。	☐	☐	☐
3	暴露甲板においては、ライフジャケットを着用するように漁船員に指示している。	☐	☐	☐
4	声掛け運動に取り組んでいる。	☐	☐	☐
5	ポスター、標語及び事例などを活用して啓発している。	☐	☐	☐
6	メンテナンスも考慮してライフジャケットを選んだ。	☐	☐	☐
7	（このほかに自ら決めた目標）	☐	☐	☐

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	漁船員の命の危険につながります。改善しましょう。

Ⅵ 漁業関係団体のみなさんのために（特に大臣・知事許可漁業等の漁船）

1. ライフジャケット着用の進め方とチェックリスト

漁船員のライフジャケット着用推進は、一義的には経営者（船主）の責任となっておりますが、個々の経営者の取り組みが促進されるよう、傘下の経営者に対し以下の取り組みを行いましょう。また、定期的に下のチェックリストにチェックしましょう。

(1) 傘下の経営者（船主）に漁船の安全管理活動に関する計画の内容を伝えよう。

所管官庁から通知のあった漁船の安全管理活動に関する計画等を傘下の経営者に伝達しましょう。また、（一社）大日本水産会で開催される「海務・労務専門委員会」のうち、漁船の安全管理に関する内容及び意図も傘下の経営者に伝達しましょう。

(2) 総会等の際や会報等を通じてライフジャケット着用の普及啓蒙をしよう。

傘下の経営者が出席する総会や各種会議の際や傘下の経営者に配布する会報等の印刷物を通じてライフジャケット着用の推進の呼びかけを行い、普及啓蒙に努めよう。

(3) ライフジャケット着用推進のための普及啓蒙資材を傘下の経営者に提供しよう。

国や関係団体が作成したライフジャケット着用を呼びかけるポスター等入手し、傘下の経営者に配布し、漁船内での掲示を呼びかけよう。

	チェック項目	している	時々している	しない
1	傘下の経営者（船主）に漁船の安全管理活動に関する計画の内容を伝えている。	☐	☐	☐
2	総会や会報等を通じてライフジャケット着用の普及啓蒙をしている。	☐	☐	☐
3	ライフジャケット着用推進のための普及啓蒙資材を傘下の経営者に提供している。	☐	☐	☐
4	（このほかに自ら決めた目標）	☐	☐	☐

到達度	対応
「している」	このまま継続。
「時々している」	もう一歩取組を進めて「している」を目指しましょう。
「しない」	漁船員の命の危険につながります。改善しましょう。

VII ライフジャケットの導入にあたって

1. 色々な種類のライフジャケット

軽く着けやすいものが開発されています！
作業内容にマッチするタイプを選びましょう！

固型式



構造：発泡樹脂

特徴：スリットや折れ目をつけることで作業性を向上、浮力体（発泡樹脂）が断熱材となるため防寒着代わりになる

膨脹式

首掛け式



腰ベルト式



構造：落水時に気室が膨らむ

特徴：コンパクトで作業を妨げにくい

空気密封式



構造：空気の袋

特徴：柔らかく動きやすい、表面がなめらかで突出部が少なく引っかかりにくい、防寒性がある

※他に、複数の機能をあわせたハイブリッド式などもあります

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！



2. ライフジャケットの購入時にチェックすべき項目

自分たちで使いやすいライフジャケットを購入する際には、購入後のメンテナンスのことも考慮しなければなりません。以下に、漁協や漁業種類別部会等のグループでライフジャケットを購入する際にあらかじめメーカーや販売店に確認すべき項目をまとめました。

	確認すべき項目
☐	メンテナンスはどのぐらいの頻度で必要か。
☐	耐用年数はどのぐらいか。
☐	自分に合った製品であるか。

	確認すべき項目
☐	メンテナンスはどういう方法で行うのか。
☐	1回のメンテナンスにかかる費用はいくらか。

	確認すべき項目
☐	メンテナンス方法は自分たちでできる内容か、地域の販売代理店等でも行えるものか、メーカー又は販売店に送付しなければならないものか。

3. 膨脹式ライフジャケットの機能

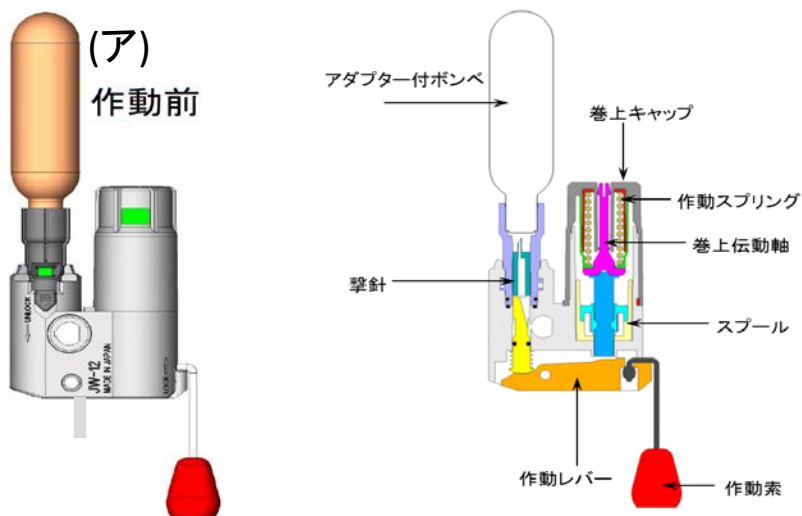
膨脹式には「手動式」と「手動・自動併用式」があります

現在は「手動・自動併用式」が主流

	手動・自動併用式	手動式
膨脹させる方法	作動索を引く センサー部が水没して自動的に膨脹する	作動索を引く
メリット (利点)	転落後に自動で膨脹する	水ぬれで自動に膨脹しない
デメリット (欠点)	水ぬれで自動に膨脹してしまう可能性がある。	意識を失った場合やパニックに陥った場合に作動索を引けない

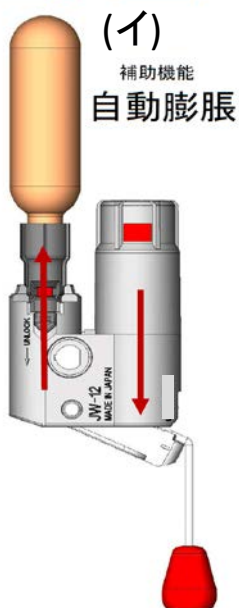
それぞれメリット、デメリットがあります

膨脹式(手動・自動併用式)ライフジャケットの仕組み

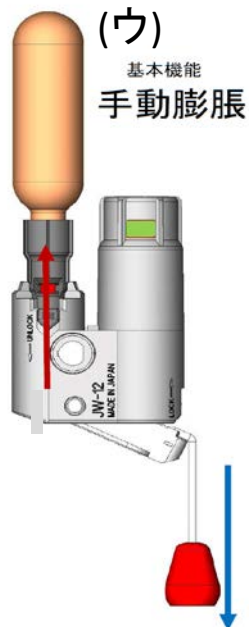


浸水する前はスプール内の和紙が作動軸を押さえスプリングの動作を制止しています。作動レバーはロックがかかっており静止しています。(安全ピンを用いて静止するものもあります)

装置内部の動き 装置外部の動き



巻上伝動軸を止めていたスプール内の和紙が水で溶解するとスプリングが作動レバーを動かし撃針がポンペを開き膨脹します。



自動膨脹機能は補助機能です。動作には数秒時間がかかるため落水した場合、作動索を引き、ポンペを開き膨脹させてください。

膨脹式ライフジャケットの2つのタイプ①

手動膨脹式



漁業現場の中には「水ぬれ」がたくさん起きる現場があります。大量の「水ぬれ」があると、海中転落していないにもかかわらず自動膨脹機能が作動してしまう可能性があります。



このような場合は、自動膨脹機能の無い「手動式」を着用してください。

膨脹式ライフジャケットの2つのタイプ②

手動・自動併用式

膨脹装置まわりの袋(例)



膨脹装置は袋に包まれている

袋の下側だけ空いていて水が入り込める

水没すると、膨脹装置が作動して気室がふくらみますが、水しぶきや普通の雨程度ではまず膨脹しません

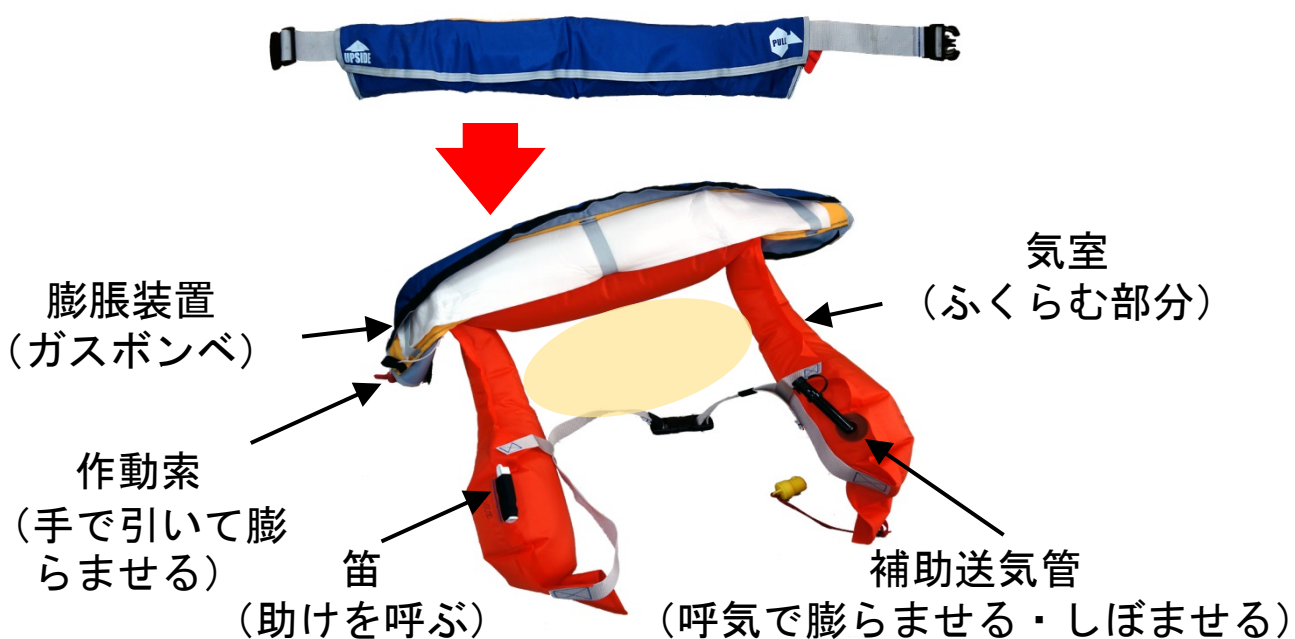
これでも不安なレベルの水ぬれが想定される場合には、手動式や固型式などをおすすめします。なお、船上や陸上で突然膨脹してしまった場合は、補助送気管に付いている弁を動かすことにより、中の空気をすみやかに抜くことができます。(抜く方法を、各商品の取扱説明書で確認しておきましょう)突然膨脹したあとにはボンベなどの交換をしてください。

膨脹式はこんなふう to 膨らみます

首掛け式

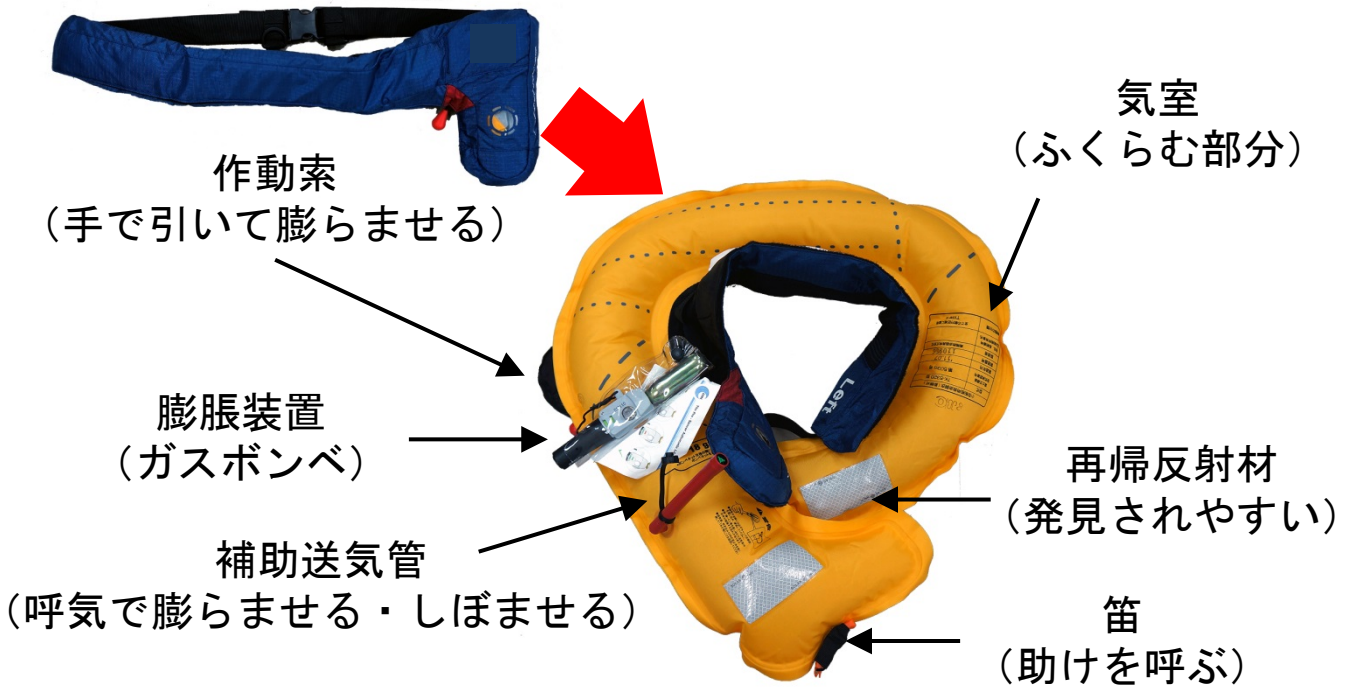


腰ベルト式 その

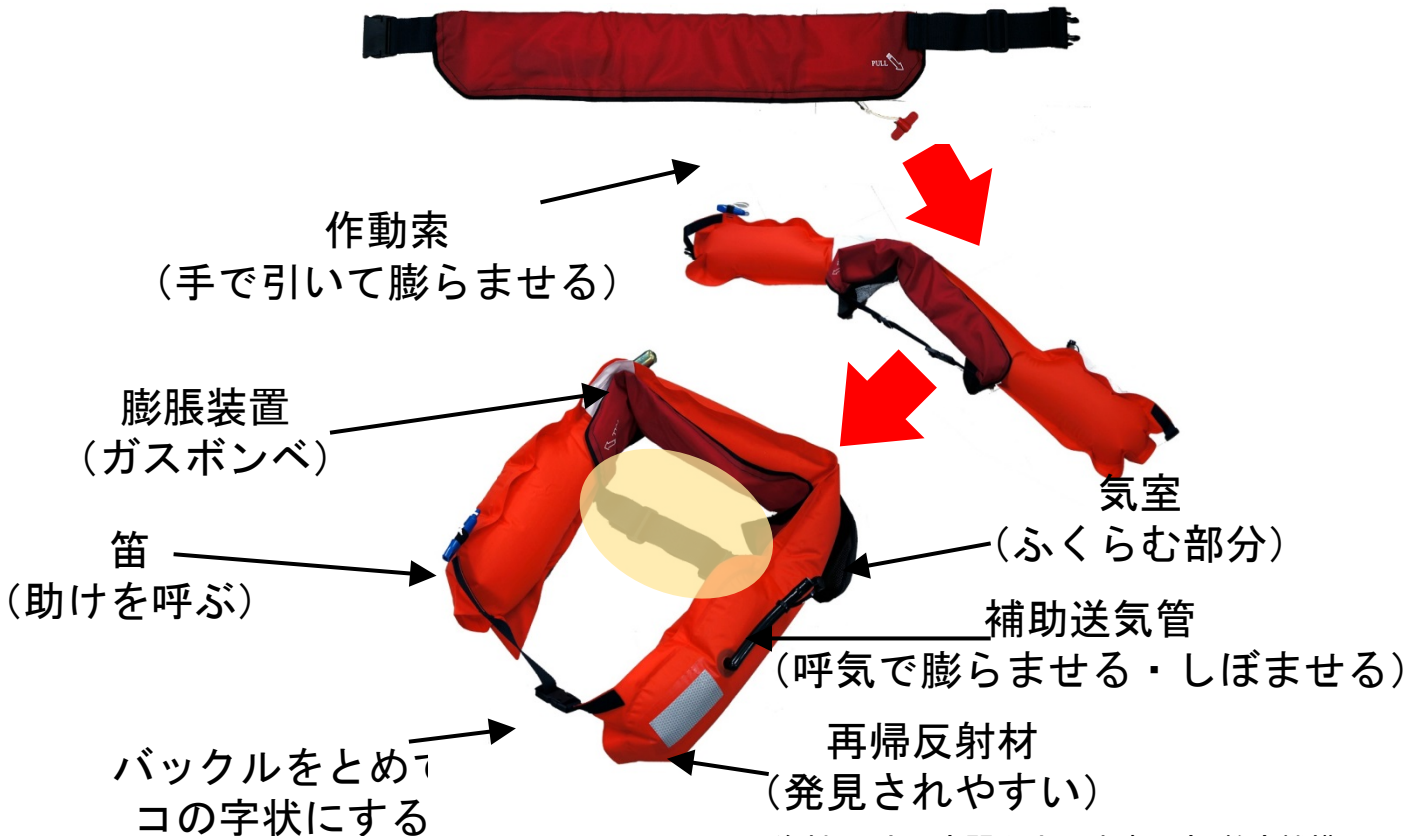


膨脹式はこんなふうに膨らみます

腰ベルト式 その



腰ベルト式 その



4. ライフジャケットのメンテナンス

きちんとメンテナンスしないと、いざという時に役に立たず、身を守ることができません。特に膨脹式の場合にはメンテナンスが欠かせません。導入するときから、メンテナンスのことを考えておきましょう。（以下はその一例です。必ずメーカーや販売店の指示どおり行いましょう。）

(1) ライフジャケット導入時

ライフジャケットの種類によっては、ライフジャケットの機能を維持するために定期的なメンテナンスが必要なものがあります。また、メンテナンスには費用が発生します。導入する際には必ず、メンテナンスの頻度、方法、費用を確認するようにしましょう。販売店で確認できない場合には、直接メーカーに問い合わせましょう。

(2) ライフジャケットのメンテナンス

ライフジャケットのメンテナンスは、メーカーが指定する頻度や方法を必ず守って行いましょう。自己流の方法でメンテナンスをするとライフジャケットが正常に機能しないおそれがあります。正しい知識を身に付けましょう。

(3) メンテナンスのポイント

メンテナンスの事項として以下のようなものがあります。（あくまで例ですので、必ずメーカー、販売店で確認してください。）

- ・〔膨脹式〕①ガスボンベのチェック及び定期更新
②スプール等のチェック及び定期更新
③空気漏れのチェック
④損傷のチェック（バックル、ベルト及び作動索等）
- ・〔固形式〕浮力体の変形のチェック等
- ・〔空気密封式〕浮力体の破損のチェック等

(4) 普段からできること

帰港後に次の出漁に備えて汚れを落としたり、外観上の損傷の有無の確認をするなど、自分で簡単にできることもあります。普段からできることをやるように心がけていきましょう。

4. 膨脹式ライフジャケットの保守・点検

メーカーの取扱説明書に従って「**定期点検**」を必ず実施し、さらに次のような点に注意し日常点検を心がけましょう。

(1) 着用前の注意事項

首かけタイプ



本体又は付属品の縫製糸がほつれたり、切れたりしていませんか？

注 中の気室布が損傷していませんか？

ベルトが損傷していませんか？

バックルが破損していませんか？

作動索は外に出ていますか？

胴衣本体の主な点検箇所

ポーチタイプ



バックルが破損していませんか？

ベルトが損傷していませんか？

注 カバー布又は中の気室布が損傷していませんか？

作動索は外に出ていますか？

ベルトタイプ



❌ 作動索を膨脹式救命胴衣本体内部に格納することは絶対にしないでください。

注：気室布(浮力部)は、補助送気管から口で膨らませ空気漏れを確認できます。

自動膨張装置の主な点検箇所

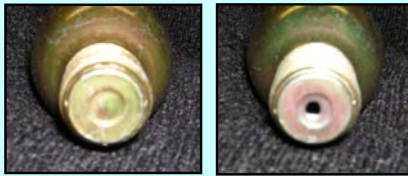
ガスボンベ

ボンベが確実に取り付けられていますか？

一度使用したガスボンベは再使用できません。

ガスボンベ封板

ガスボンベの封板が破れていませんか？

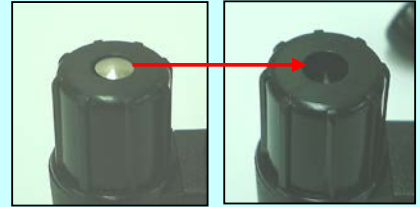


作動前

作動後

金属部

金属部が指で触れますか？



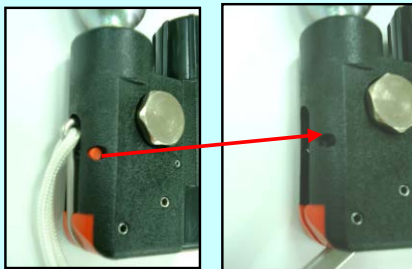
作動前

作動後

指で触らないくらいに入っている場合は膨張装置が作動しています。

※ 安全ピン（シール）

安全ピン（シール）はついていますか？

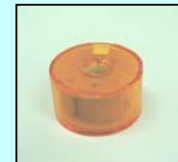


作動前

作動後

カートリッジ

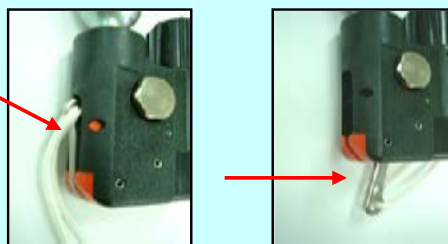
交換時期は過ぎていませんか？



(28ページ参照)

※ 手動レバー

手動レバーが正しい位置にありますか？



作動前

作動後

手動膨脹装置の主な点検箇所

一度使用したガスボンベは再使用できません。

ガスボンベ

ボンベが確実に取り付けられていますか？

※ 安全ピン（シール）

安全ピン（シール）はついていますか？



作動前



作動後

ガスボンベ封板

ガスボンベの封板が破れていませんか？



作動前



作動後

※ 手動レバー

手動レバーが正しい位置にありますか？



※ 自動膨脹機能は、補助的な機能です。

作動策を引き、手動で膨脹装置を作動させた場合は、安全ピンを復元し、手動レバーを作動前の正しい位置に戻す必要があります。

(2) 交換が必要な場合

① 胴衣本体

次の事項が該当する場合は、新品に交換してください。

- ・「**気室布**」の**損傷**
- ・「**補助送気管**」の**破損**
- ・「**胴衣本体**」又は「**付属品の縫製部**」が**ホツレ、キレ**
- ・「**ベルト**」及び「**バックル**」の**損傷・破損**
- ・「**胴衣本体の色**」の**退色**

② 膨脹装置

次の事項に該当する場合は、各部の交換を行ってください。

膨脹装置により胴衣が膨脹した時

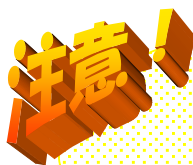
カートリッジ（自動膨脹型のみ）、
ガスボンベ等の交換

ガスボンベの封板が破れている時

ガスボンベの交換

カートリッジの交換時期が過ぎた時

カートリッジの交換



カートリッジ（スプール、マガジン等）は、経年劣化により膨脹装置の作動時間が長くなるため、定期的に交換してください。
（環境条件によっては、さらに劣化の進行が早くなります。）

カートリッジ（水分を感知するパーツ）には、使用期限が表記されているものと製造年月が表記されているものがありますのでご注意ください。



製造年月
(平成16年1月)



製造年月
(2013年2月)



製造年月
(2013年7月)



使用期限2015年5月の例
期限月(5月) 期限年(2015年)

(3) 保管上の注意事項

次の場所や状態で保管しないでください。

- ・ 長時間直射日光が当たる場所
- ・ 高温多湿の場所
- ・ 海水、雨水の浸入しやすい場所
- ・ 膨脹式救命胴衣の上に重い物を置いた状態
- ・ ねずみの害のある場所

(4) その他の注意事項

☆気室布には絶対にエンブレム等を縫いつけない！

膨脹時に縫合部よりガス漏れを起こし、使用不能の状態になります。

☆雨天時には注意！

雨脚が強いときには、胴衣内部に浸入した水分により自動膨脹装置が作動し、気室を膨脹させる恐れがあります。

☆折りたたみ方は正確に！

自動膨脹装置の作動の遅れや気室布等に傷が発生する恐れがあります。

☆膨脹した後は？

膨脹させ使用した後は、気室内部のガスを補助送気管より完全に抜いてください。(膨脹装置により膨脹させた場合は、カートリッジ、ガスボンベ等の交換も忘れずに！)



6. 事故になりそうな事例、事故の事例

漁業現場では引っかかりに注意！

『引っかかり』を防ぐために

漁船では、ライフジャケットが漁網やまわりの突起物に引っかかることがあります。

引っかかりが起きやすい現場の例

- ・軽くて舞い上がりやすい網（刺網など）を扱う現場
- ・漁網の上で、はいつくばった動作をする現場
- ・狭い船上にローラーなどが出っ張って取り付けられている現場

引っかかる可能性がある部位の例

- ・ぶら下がったベルトの先端
- ・作動索の先端
- ・浮力体の切れ目

【刺し網漁業】

腰ベルト式を着用中網が
引っかかるインシデント例



※平成27年度「安全な漁業労働環境確保事業（水産工学研究所再委託分）」より

【対策】

引っかかりが心配な現場では、引っかかりにくいライフジャケット商品を選びましょう。選ぶ際は、余ったベルトのしまい方、作動索の位置、浮力体の形などに注目してください。

たいていのライフジャケットには、余ったベルトを留めるマジックテープやバンドが付いていますので、上手に使いましょう。

作動索そのものは、いざというときに引っ張って浮くためのもの、とても大切です！切ったり縫い付けたり、短く縛ったりしないでください。

たとえ引っかかりを防ぐためであってもライフジャケットを改造しないでください！浮く性能が失われることがあります。

作業内容にマッチするタイプを選びましょう！

海中転落者のライフジャケットが膨脹しなかった事例

平成28年、ヨットから乗船者2名が海中転落するなどして漂流する事故が発生しました。

乗船者からの携帯電話による118番通報を受けた、海上保安庁はヘリコプターを出動させ、事故発生から約1時間30分後に2名を救助しましたが、1名の方は命に別状なかったものの、もう1名の方は心肺停止状態でした。

2名とも、自動膨脹式救命胴衣(ライフジャケット)を着用していましたが、命に別状なかった方が着用していたライフジャケットは膨脹して浮力が確保されていましたが、心肺停止の方が着用していたライフジャケットは膨脹しておらず、通常の装着状態(マジックテープで閉じられた状態)でした。

膨脹しなかったライフジャケットを調べたところ、ライフジャケットを膨脹させるためのガスが充気されているボンベが使用済みの状態(封板に穴が開いている状態)でした。

(事故当時の気象海象)

晴れ、南の風8m、風浪1m、うねり3m、気温 21℃、水温 18.6℃



自動膨脹式救命胴衣



自動膨脹装置



使用前



使用后

ボンベの封板の一例

『小型船舶用膨脹式救命胴衣「保守・点検」マニュアル』
(日本小型船舶検査機構)等より引用)

※上の画像と、本事故のライフジャケットとは無関係です。

自己救命の基本

1. ライフジャケットの常時着用
2. 家族・仲間同士での着用の呼び掛け
3. 防水を施した携帯電話及びその他緊急用通信手段の確保
4. 118番への通報

漁協の役職員の ライフジャケット着用を推進するポイント

1. 漁協の総会でライフジャケットの全員着用を決議しよう。
2. 理事会や各漁業部会等の中で取組みの責任者を任命しよう。
3. 系統団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。
4. 声掛け運動、仲間同士で互いに「着ているか」の一声を。
5. 講習会や集会を開催しライフジャケット着用啓発しよう。
6. 横断幕、ポスター、リーフレットなどを活用して着用啓発しよう。
7. 家族にも協力をお願いしよう
(家族ぐるみでライフジャケット着用意識を高揚)。
8. ライフジャケットは使いやすいものを選ぼう。購入に対する助成が得られるか検討してみよう。
9. メンテナンスも考慮してライフジャケットを選ぼう。

経営者(船主)のライフジャケット着用を推進 するポイント

1. 漁業関係団体、地方公共団体、国が取り組む施策に参加しましょう。
2. 漁業関係団体、地方公共団体、国と連携しながら取り組もう。
3. 暴露甲板においては、ライフジャケットを着用させよう。

ライフジャケットを着用していたおかげで命が助かった人の体験インタビューを動画にして、ホームページで紹介しています。「ライフジャケット着用すれば助かる」という前向きなイメージを伝えることにより、ライフジャケットの着用促進を図りましょう。

ライフジャケットのおかげで
助かったと確信を持って言える。

波船 古岡 照明・下見 正義



動画を見るには:

公益財団法人 マリンスポーツ財団 櫂(たすき) ホームページ

<http://www.wearit.jp/tasuki.html>

国土交通省が試験を行って安全基準への適合を確認したライフジャケットには、桜マーク(型式承認試験及び検定への合格の印)があります。
着用義務の対象となる場合、原則として、桜マークのあるライフジャケットを着用してください。



手引きの概要を知りたい方は、漁業者のためのライフジャケットの着用手引き概要編をご覧ください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(発行 水産庁漁政部企画課漁業労働班 03-6744-2340)